

事務補助員（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
1 職名	事務補助員（会計年度任用職員、会計年度任用職員（育児休業代替））
2 募集人数	2 人
3 任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号
4 任用期間	令和 4 年 3 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 4 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。 ※ 下記勤務時間②採用者については、育児休業期間を限度とする代替の任用のため、育児休業取得者が予定より早く復職等する場合は、任用期間満了前に解職になります。 育児休業期間が延長される場合は、同一年度内に限り、任用期間を更新する可能性があります。
5 勤務職場	市民生活部市民課（市役所第二庁舎）
6 職務内容	窓口業務（申請書の受付業務等）、電話対応、データ入力など
7 応募資格・求められる能力	・パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。 ・窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。
8 勤務時間	週 38 時間 45 分勤務 ①月曜日から金曜日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 水曜日：午前 8 時 30 分から午後 9 時までの間の 7 時間 45 分 ②月曜日から金曜日：午前 8 時 30 分から午後 9 時までの内 7 時間 45 分 ①②どちらも、所定勤務時間を超える勤務の有無：有 （業務の必要上やむを得ない場合）
9 勤務しない日	・週休日（日曜日及び土曜日）（振替：有） ※シフトにより日曜日が勤務日となる場合があります。 （勤務時間①は、午前 8 時 45 分から午後 0 時 45 分まで 勤務時間②は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
10 休憩時間	60 分

11 休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使、結婚休暇、忌引、夏季休暇※ 等 (無給) 産前・産後休暇、育児時間、子の看護休暇※、生理休暇、短期介護休暇※、介護休暇※、介護時間※、育児休業※、部分休業※ 等 ※一定の要件を満たす場合
12 給料額	月額 155,184円(地域手当を含みます) ・常勤職員と同様に通勤手当を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当を支給 ・一定条件下で6月を超えて勤務した場合、市町村職員退職手当条例が適用されます。 ・原則として月の1日から末日までの期間分を当月の21日に口座振込により支給
13 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入 有
14 応募方法等	申込書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。 (1) 申込書類 会計年度任用職員申込書 (2) 申込期限 令和4年2月14日(月曜日)午後4時(必着) ※ 持参の場合は申込期間の平日の午前9時から午後4時まで
15 選考方法	面接選考 ・選考の日時については、別途連絡します。 ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。
16 問い合わせ	草加市役所市民生活部市民課 住所：〒340-8550 草加市高砂1-1-1 電話：048-922-1542 担当：福岡